

自動けいぞく（累積）投資約款

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権の自動けいぞく（累積）投資に関する取り決めです。

当行は、この約款にしたがって、投資信託受益権の自動けいぞく（累積）投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。申込者と当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理規定」その他の当行が定める契約条項および法令によります。

2.（申込方法）

(1) 申込者は、本約款の各条項を承諾し、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのものとし、本申込後、当行が申込を承諾することにより、契約を締結し、取引を開始するものとします。

(2) 契約が締結されたとき当行はただちに投資信託受益権の累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。

3.（金銭の払込）

(1) 申込者は、投資信託受益権の買付にあてるため、1回の払込みにつき当行所定の単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」に定める非課税累積投資契約に基づき、申込者が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。

ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」により、申込者がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

(2) 『しがぎん』投信積立による買付の場合は、別に定める『しがぎん』投信積立規定によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」にもしたがうものとします。

4.（買付時期・価額）

(1) 当行は、申込者から買付の申込があったとき、遅滞なく投資信託受益権の買付を行います。

(2) 前項の買付価額は、目論見書で定める基準価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額とします。

(3) 買付られた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付の日から申込者に帰属するものとします。

5.（管理）

(1) この契約により買付られた投資信託受益権は、証券振替決済口座への記載または記録により管理します。

(2) 当行は、証券振替決済口座にかかる口座管理料を申し受けることがあります。

6. (果実の再投資)

(1) 前条の管理にかかる投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、その全額をもって遅滞なく当該投資信託受益権の買付を行います。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。

(2) 目論見書に定めがある場合、申込者はいつでも前項の買付の中止を申し出ることができるものとします。

7. (返還)

(1) 当行は、この契約に基づく投資信託受益権について、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還します。この場合の換金金額は、目論見書で定める価額に基づくものとします。

(2) 返還の請求単位は、目論見書で定める単位とします。

(3) 本条の請求は、当行所定の手続きによります。

8. (解約)

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
- ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

(2) この契約が解除されたとき、当行は遅滞なく投資信託受益権を第7条に準じて当行において、申込者に返還します。

9. (申込事項等の変更)

改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続により、遅滞なく当行に届出てください。

10. (その他)

(1) 当行はこの契約に基づいて預った金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価を支払いません。

(2) 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ① 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
- ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
- ③ 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付もしくは投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

11. (約款の変更)

(1) この約款の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものと
します。

(施行期日)

この約款は、令和2年4月1日より適用します。

以 上

(2020.3 代562328号)